

日本タバコフリー学会 第4回学術総会
(2015年9月22日・23日、愛媛大学教育学部)

演題募集

【演題申込期間】：2015年6月15日～同年7月31日（必着）
締め切り厳守でお願いします。

【演題申込先】：学会事務局へ電子メールにてお申し込みください。
tfaj-office@tobaccofree-adv.main.jp

【申込書式】：添付の申込例文をご参照ください
用紙：A4用紙1枚 余白：上35mm・下30mm・左22mm・右22mm

演題：MSゴシック全角16ポイント

演者：MSゴシック全角14ポイント、
発表者名を先頭に置き、○印を前置し、振り仮名を付けてください

所属：MSゴシック全角12ポイント、
所属が異なる場合は、演者と所属に右肩数字で表示してください

本文：MS明朝太字全角11ポイント（43字×28行以内）、
但し英数字は半角を使用してください

形式：【背景・目的】【対象と方法】【結果】【考察】【結論】などに整理して、
作成して下さい。

【例】兵庫県受動喫煙防止条例の問題点および今後の改善点

～地元の草の根運動の立場から～

○その 蔭 潤¹⁾、じゅん 蔭はじめ^{1) 2)}、國見祐治¹⁾

兵庫県タバコフリー協会¹⁾、じゅん 蔭はじめクリニック²⁾

【背景・目的】

2012年3月、神奈川県に次ぐ2番目の受動喫煙防止条約が兵庫県で成立した。その問題点と今後の改善点について考察を加え発表する。· · · · ·

【対象と方法】

9回に亘る委員会の討議を検索し、委員会の最終答申と条例の内容の齟齬について考察を加えた。· · · · ·

【結果】

第2回委員会における参考人意見の陳述で、兵庫県タバコフリー協会を代表して、分煙では受動喫煙が防止できず、例外なく一斉実施の完全禁煙以外に受動喫煙防止はできないことを強調した。· · · · ·

9回に亘る委員会の最終答申の骨子は、「分煙では受動喫煙は防げない。時間がかかるとしても屋内は官も民も完全禁煙を実施すべき」であった。· · · · ·

【考察】

委員会の委員に飲食店業界・旅館ホテル業界・商工会議所の代表が選ばれた反面、兵庫県で10年以上禁煙推進の実績を持ち、世界保健機関（WHO）の世界禁煙デー賞を受賞している本会会长は排除され、兵庫県保健所長会の代表も委員には選ばれなかつた。· · · · ·

【結論】

最終答申の趣旨を完全に無視し、内容が伴わなくても条例成立自体を目的化した今回の条例は、「受動喫煙奨励条例」と呼ぶべき条例である。不完全な分煙を奨励・固定化するために3億円の補助金をバラ撒く愚策条例でもある。今後、地方自治体においては、不完全な条例よりも、むしろトップダウン方式による「官より始めよ」方式の禁煙推進方策が望ましい。